

議案第 89 号

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46  
年川崎市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「この項」の次に「及び次条」を加える。

本則に次の 1 条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第 7 条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校  
教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会規則で定めるところにより、  
教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切  
な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものと  
する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

教育職員の業務量の適切な管理等を行うこととするため、この条例を制定するものである。